



目 次

訓 令	ページ
◎高知県電子計算機運営規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	1
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の指定実施要件の変更予定の通知 (3件) (")	1
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (2件) (")	2
○車両制限令第3条第1項第2号イの規定による道路の指定 (")	2
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び当該道路の通行方法の定め (")	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課) (9・21掲示)	3
落札公告	
○落札者等の公告 (情報政策課)	3

訓 令

高知県訓令第10号

本 庁
出先機関

高知県電子計算機運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

高知県電子計算機運営規程の一部を改正する訓令

高知県電子計算機運営規程（平成6年4月高知県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「必要と」を「必要があると」に、「協議のうえ」を「協議の上」に改める。

第9条第1項中「業務主管課長は」を「業務主管課長は、情報政策課長が別に定めるものを除き」に改める。

第18条中「応じる」を「応ずる」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年10月4日から施行する。

告 示

高知県告示第654号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日
ハロー薬局すさ 須崎市中町一丁目3-4 平23・9・1
き店

高知県告示第655号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
ハロー薬局すさ 須崎市中町一丁目3-4 平23・8・31
き店

高知県告示第656号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
四万十市伊才原字カクレ峯2856の1、字芝峯山2858の1、字向山2859の2、字栗ノ木谷2860の8、字音地峯2863の1、字板

義徳2864の1、字岩柄山2867の5、字栗石山2868の6、字樽ノ上エ2875の4、字當検2877の7、字赤松山2886の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定実施要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第657号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成13年3月農林水産省告示第265号

2 変更に係る指定実施要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第658号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年3月農林水産省告示第360号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第659号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年12月農林水産省告示第1624号及び平成14年2月農林水産省告示第178号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第660号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年10月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道
2 路線名 195号
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	24.0 }	1,210
	後	}	1,210

高知市布師田字中万1952番1地先から		55.0	
高知市布師田字町田578番10地先まで	後	24.0 }	1,210
		57.0	

高知県告示第661号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年10月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
2 路線名 本川大杉
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡大川村高野字ハイノハラ314番1	前	15.6 }	46
	後	23.6 }	46
		44.0	

高知県告示第662号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年10月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
2 路線名 南国伊野
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	8.2 }	52
	後	}	52

高知市鏡的測字コジヲ8番2		7.0 }	
	後	}	52
		8.9	

高知県告示第663号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年10月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道
2 路線名 195号
3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市布師田字中万1952番1地先から高知市布師田字町田578番10地先まで	1,210	平成23年10月5日

高知県告示第664号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年10月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
2 路線名 南国伊野
3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市鏡草峰字ヲリサカ856番1から高知市鏡的測字コジヲ8番2まで	160	平成23年10月4日

高知県告示第665号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの

規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道195号	高知市布師田字四郎右衛門3981番1 から 南国市岡豊町中島字クミチ54番1 まで

2 指定する期日

平成23年10月5日

高知県告示第666号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道195号	高知市北久保字鰻ノ丸1104番1 から 南国市岡豊町中島字クミチ54番1 まで

2 指定する期日

平成23年10月5日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上及び縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上及び縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射

性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年9月21日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年9月21日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成23 年9月 21日	特定非 営利活 動法人 蛸蔵	竹村 直 也	高知市 六泉寺 町87番 10 キ ャロッ トハウ ス302	この法人は、美術、音楽、演劇、映画などの作品発表の機会提供に資する事業並びにその普及のために必要な事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成23年10月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高知県庁内クラウド整備委託業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル別館

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年7月25日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社S T N e t 香川県高松市春日町1735番地3

- 5 随意契約に係る契約金額
112,875,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式による随意契約

- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため